

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その4）

【地域密着型サービス事務所向け】

31 新福介給第 5966 号

令和 2 年 2 月 2 8 日

各地域密着型サービス事業所 管理者 様

新宿区福祉部

介護保険課長 関本 ますみ

新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止のための運営推進会議等の臨時的取扱いについて（通知）

日頃、介護保険事務にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応について、介護保険課より情報提供しているところですが、問い合わせが多い事項について対応方針をまとめましたので、追加の情報ともにお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染予防及び感染拡大防止のため、運営推進会議等について、下記のとおりとします。本取扱いは、臨時的な期間限定のものであり、終了の際には改めて連絡させていただきます。

なお、サービス提供する場合には、引き続き確実な感染症予防対策を行ってください。

また、令和 2 年 2 月 2 7 日付等の介護保険課通知に記載の東京都等のホームページを随時、確認していただき、最新情報を把握してください。

記

1 対応方針

利用者及び事業所職員への感染予防のため、会議・室内行事等は外部の者と原則として接触しない方法で実施することとする。

2 具体的取り扱い

(1) 運営推進会議及び介護・医療連携推進会議

会議室等における一堂に会する方法では開催せず、電話・FAX・メール等による書面開催等の代替方法で実施してください。会議の開催方法・内容は必ず記録してください。電話等で会議を開催した場合でも指導対象にはなりません。

なお、認知症対応型共同生活介護事業所においては、運営推進会議の開催が第三者評価受審の受診緩和条件となっておりますが、書面開催等でも実施した扱いとします。来年度当初に提出依頼予定の報告書の様式の中で、その旨を記載してください。

(2) 外部の者が参加する会議及び室内行事等

会議については、(1)と同様の方法とするか、延期又は中止としてください。室内行事は、外部の者（ボランティアを含む）が参加しない方法で実施するか、延期又は中止としてください。

- (3) 研修等についても、同様の配慮をお願いします。
- (4) 介護保険最新情報 Vol.771 は、認知症対応型共同生活介護事業所における感染拡大防止のため、協力医療機関等と連携して対応についての内容となっておりますので、確認してください。

問い合わせ先 新宿区福祉部介護保険課

2(1)~(3)について 給付係 電話（直通）03-5273-3497

第三者評価について 推進係 03-5273-4212